

毛呂山町 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した後、9月議会へ報告しました。

〈健全化判断比率〉

指 標		令和3年度毛呂山町	早期健全化基準 ※1	財政再生基準 ※2
健全化判断比率	①実質赤字比率	— (△5.81%:黒字)	13.92%	20.00%
	②連結実質赤字比率	— (△16.62%:黒字)	18.92%	30.00%
	③実質公債費比率	8.6%	25.00%	35.00%
	④将来負担比率	28.0%	350.00%	—

※1: 各比率のうちいずれかが基準以上になると「財政健全化計画」を策定し、健全化に努めることになる。

※2: 基準を上回ると「財政再生計画」を策定して健全化に努めることになる。

〈公営企業における資金不足比率〉

指 標	特 別 会 計	令和3年度毛呂山町	経営健全化基準 ※3
⑤資金不足比率	水道事業会計	0% (資金不足額なし)	20.00%
	農業集落排水事業特別会計	0% (資金不足額なし)	20.00%

※3: 資金不足比率が20.0%を超えると「経営健全化計画」を策定して健全化に努めることになる。

- ①**実質赤字比率**: 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。黒字・赤字を判断する指標。
毛呂山町は黒字のため、実質赤字比率は算定されません。
- ②**連結実質赤字比率**: 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。
毛呂山町は黒字のため、連結実質赤字比率は算定されません。
- ③**実質公債費比率**: 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。
毛呂山町は各基準を大幅に下回っています。財政健全化計画及び財政再生計画を策定する必要はありません。
- ④**将来負担比率**: 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
毛呂山町は各基準を大幅に下回っています。財政健全化計画及び財政再生計画を策定する必要はありません。
- ⑤**資金不足比率**: 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率。
毛呂山町は資金不足額がないので、経営健全化計画策定の必要はありません。